

公共下水道事業会計

《損益計算書》

収益	金額	費用	金額
営業収益	1億1,576万円	営業費用	3億1,822万円
営業外収益	2億7,882万円	営業外費用	5,783万円
特別利益	0円	特別損失	0円
収益合計	3億9,458万円	費用合計	3億7,605万円
		当年度純利益	1,853万円

《貸借対照表》

資産	金額	負債・資本	金額
固定資産	68億5,231万円	固定負債	37億3,438万円
		流動負債	3億2,362万円
		繰越収益	29億6,560万円
流動資産	9,069万円	資本金	0円
		剰余金	△8,060万円
資産合計	69億4,300万円	負債・資本合計	69億4,300万円

尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計

《損益計算書》

収益	金額	費用	金額
営業収益	1,105万円	営業費用	5,674万円
営業外収益	6,778万円	営業外費用	600万円
特別利益	0円	特別損失	0円
収益合計	7,883万円	費用合計	6,274万円
		当年度純利益	1,609万円

《貸借対照表》

資産	金額	負債・資本	金額
固定資産	4億4,528万円	固定負債	2億8,978万円
		流動負債	3,518万円
		繰越収益	2億510万円
流動資産	717万円	資本金	0円
		剰余金	△7,761万円
資産合計	4億5,245万円	負債・資本合計	4億5,245万円

大石田町特定環境保全公共下水道事業会計

《損益計算書》

収益	金額	費用	金額
営業収益	810万円	営業費用	3,648万円
営業外収益	3,794万円	営業外費用	414万円
特別利益	0円	特別損失	0円
収益合計	4,604万円	費用合計	4,062万円
		当年度純利益	542万円

《貸借対照表》

資産	金額	負債・資本	金額
固定資産	5億8,796万円	固定負債	2億4,372万円
		流動負債	2,828万円
		繰越収益	2億7,467万円
流動資産	1,397万円	資本金	2,256万円
		剰余金	3,270万円
資産合計	6億193万円	負債・資本合計	6億193万円

公営企業経営健全化に係る資金不足比率について

事業会計の名称	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	20.0%
尾花沢市特定環境保全 公共下水道事業会計	—	20.0%
大石田町特定環境保全 公共下水道事業会計	—	20.0%

■尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 管理課 ☎23-2161

冬期間の漏水事故にご注意！

冬期間は、低温による凍結で水道管や蛇口の破損等がおこりやすい時期です。漏水を防ぐため、外蛇口の雪囲い、水抜栓、電熱線の電源等の確認をお願いいたします。

★こんなときは注意してください

- ・一日中、外気温が氷点下(真冬日)のとき。
- ・旅行で家を留守にするなど、長期間水道を使用しないとき。

★水道の凍結を防ぐには？

水抜栓(不凍栓)による水道管の水抜きが効果的です。寒い冬、寝る前や家を留守にする場合は水抜栓を使ってください。

★水の抜き方(手動式)

- ①水抜栓のハンドルを右に止まるまで回す(時計回り)。
- ②家の中の蛇口を全部開ける。
- ③水が出ない状態を確認したら、蛇口を閉める。

■尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
上下水道課 ☎23-2161

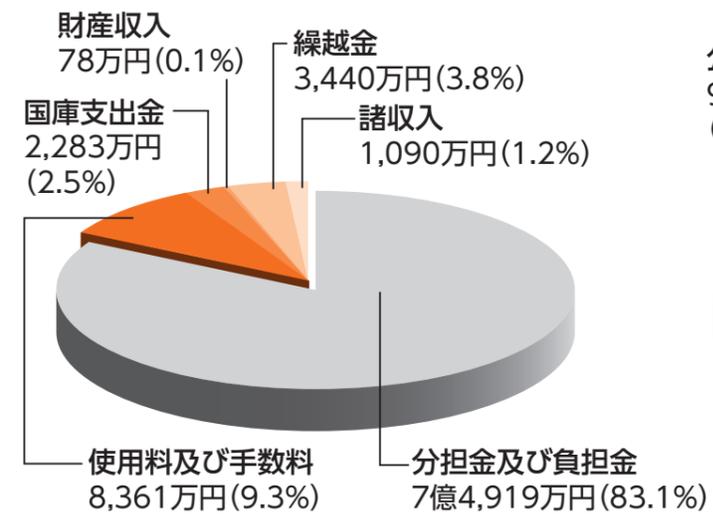


尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 令和5年度決算報告

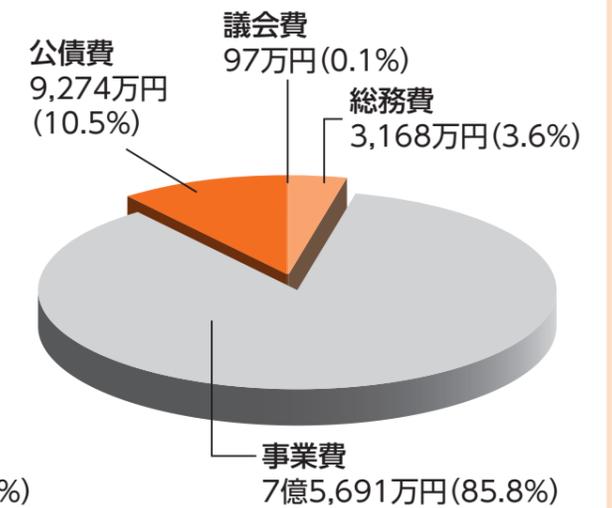
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合10月議会で承認された尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の令和5年度決算を公表します。

一般会計

《歳入》
計 9億 171 万円



《歳出》
計 8億 8,230 万円



水道事業会計

《損益計算書》

収益	金額	費用	金額
営業収益	3億5,835万円	営業費用	3億9,870万円
営業外収益	8,605万円	営業外費用	1,691万円
特別利益	0円	特別損失	0円
収益合計	4億4,440万円	費用合計	4億1,561万円
		当年度純利益	2,879万円

《貸借対照表》

資産	金額	負債・資本	金額
固定資産	50億4,522万円	固定負債	8億7,749万円
		流動負債	9,280万円
		繰延収益	9億5,698万円
流動資産	4億4,440万円	資本金	30億1,926万円
		剰余金	5億4,309万円
資産合計	54億8,962万円	負債・資本合計	54億8,962万円

参考

- ① 水道事業会計、公共下水道事業会計、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計、大石田町特定環境保全公共下水道事業会計については、資金不足額がないため資金不足比率は算定されませんので「—」と記載しています。
- ② 資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければなりません。水道事業会計、公共下水道事業会計、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計、大石田町特定環境保全公共下水道事業会計については、これを下回っています。